

令和 7 年度 事業計画

〔 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日 〕

I 運営の基本方針

現在、我が国は、急速な少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により深刻な人手不足に直面している。その中で持続可能な活力ある経済社会を維持するためには、設備投資やイノベーションによる生産性向上とともに、年齢、性別、国籍等を問わず、一人ひとりが能力を高め、デジタル化の進展や新たな働き方の広がりの中で、意欲・能力を発揮できる環境を整備することが不可欠である。

こうした認識のもと、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）の令和 7 年度の事業については、次のとおり取り組むこととする。

中央協会の基幹事業である技能検定については、現場における技術・技能の動向を踏まえた良質な試験問題等を作成するとともに各種施策を実施し、受検者の拡大に努める。また、技能実習制度に代わる育成就労制度が、令和 9 年 6 月までに施行されることとされており、同制度における技能評価試験として技能検定が適切に活用されるよう、制度の趣旨を踏まえて対応する。

ビジネス・キャリア検定試験（以下「ビジキャリア」という。）については、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）や業界団体等の協力を得ながら効果的なプロモーションを推進し、受験申請者数の拡大につながるような計画的な周知広報活動を行う。

コンピュータサービス技能評価試験（以下「CS 試験」という。）については、引き続き即戦力となる人材の育成・評価を可能とする試験問題を作成するとともに、試験実施施設を確保し、受験申請者数の増加を図る。

加えて、中央協会が開発した二つのキャリア形成支援ツールの普及促進等により職業生活を通じたキャリア形成の支援に貢献する。

この他、中央協会のノウハウを最大限活かし、各種受託事業を効率的に実施することにより、ものづくり日本を支える技能の振興等に貢献する。

事業の実施に当たっては、事業ごとに具体的な数値目標を掲げて目標管理の徹底を図ること等により、効率的、かつ効果的な事業運営を展開する。

以上のような取組を通じて、中央協会の事業基盤の強化を図る。

Ⅱ 各事業の概要

第1 職業能力評価に係る基盤の整備・充実

技能検定をはじめとする職業能力評価制度の確立は、労働市場の整備という観点から必要不可欠なものであり、中央協会の事業の中核をなすものである。また、技能実習制度に代わる新たな制度である育成就労制度が令和9年6月までに施行されることから、制度の詳細を踏まえつつ、試験問題等の見直しを行う必要がある。

このため、技能検定については、引き続き技術動向を踏まえた良質な試験問題等の作成に努めるとともに、都道府県協会、業界団体等との連携強化、各種広報活動を通じて技能検定制度の一層の普及促進を行い、受検者の拡大に努める。

事務系職種の実務能力の評価等を目的とするビジキャリについては、技能検定試験と併せて総合的な職業能力評価の基盤整備に資することが期待されるところ、引き続き、効果的なプロモーションの推進や学習環境の充実、試験体系の整備を通じて受験申請者数を増加させるとともに、試験問題作成及び試験実施の一層の効率化に努めることで、事業基盤の強化を図る。

パソコンスキル等の職業能力評価制度であるCS試験については、公的職業訓練での活用はもとより、矯正施設、障害者の能力開発施設や就労移行支援事業所での活用にも着目して認定施設の確保を図るとともに、情報セキュリティ部門の活用拡大を図る。

1 良質な技能検定試験問題等の作成と技能検定制度の普及促進

(1) 技能検定試験問題等の作成

検定職種（作業）ごとに中央技能検定委員会を開催し、現場における技術・技能の動向を踏まえ、受検者増を目指した良質な試験問題及びその実施要領を作成するとともに、各都道府県における試験実施が円滑に行われるよう、引き続き試験問題の内容等の検討を行う。

等級別作業数	670作業
--------	-------

(2) 技能検定制度の普及・促進

都道府県協会と十分な連携を図りつつ、業界団体等を通じた受検勧奨などにより、制度の一層の普及・促進を図る。

受検申請者目標数	266千人 (うち、外国人技能実習生：150千人)
----------	------------------------------

(3) 業種別団体会議の開催

技能検定に関し、試験問題等の作成や試験実施に係る協力をいただいている業界団体と情報交換等を行い、今後の制度の普及推進や試験問題等の改善に資する業種別団体会議を開催する。

(4) 技能検定試験業務の指導等

ア 都道府県、都道府県協会、都道府県技能検定委員に対し、課題改正等による新たな課題内容、当該課題の採点基準、試験用機材・設備、試験実施に係る留意事項の説明等を行うことにより、全国的水準の統一を図る技能検定実技試験水準調整会議を開催し、技能検定実技試験実施についての技術的な業務指導を行う。

イ 都道府県協会等の技能検定実施関係各位と技能検定実施に係る意見交換等を行うとともに、技術的な業務指導を行う。

(5) 都道府県技能検定委員の研修の実施

都道府県技能検定委員を対象に、資質の向上及び試験の公正な実施のための研修を行う。

(6) 各都道府県協会技能検定担当課長会議の開催

全国 47 都道府県協会の技能検定実施に係る担当課長等を対象として、各期の検定実施前（年度内に 2 回）に行う。

ア 実施時期

前期：5 月、後期：11 月

イ 開催内容

- ・技能検定実施に係る国（厚生労働省）からの情報提供
 - ・全国の技能検定実施状況報告
 - ・技能検定実施に係る連絡事項
 - ・都道府県協会からの意見・要望への回答
- など

(7) 技能検定の活用状況に関する調査の実施

技能検定は、労働者の技能修得意欲を増進させるとともに、労働者の社会的地位の向上に重要な役割を果たしてきた。今後も時代とともに変化する技術動向等、ニーズに即した制度の的確な普及推進や良質な試験問題の作成、ひいては受検申請者数の増加等に資するため、都道府県協会及び業界団体を通じて、当該団体会員企業等に対し、技能検定の活用状況や技能検定に求めるもの、検定合格者の処遇等について調査を行う。

(8) 育成就労制度への対応

技能実習制度に代わる新たな制度である育成就労制度は、改正法公布の日から起算して3年以内に施行予定とされており、令和9年6月までに施行されることとなる。制度の詳細を踏まえつつ、試験問題等の見直しを行うとともに、制度移行までの期間（過渡期）を利用し、都道府県協会と連携し、技能検定活用の周知・普及促進を図る。

2 ビジネス・キャリア検定試験（ビジキャリ）の普及拡大

受験申請者目標数	40.5千人
----------	--------

(1) 試験の実施及び学習支援

令和7年度前期試験から2級経営情報システムを2区分から1区分に統合し、8分野40試験を実施するとともに、理論的・体系的学習のために試験分野・等級毎に作成している標準テキストの計画的な改訂を進める。

(2) プロモーションの取組

ビジキャリの収入の基盤である日本人受験者の拡大を図ることが重要であるため、企業に対する周知広報を強化するとともに、従来実施しているホームページへの最新情報、企業事例、合格者の声等の掲載、SNS（YouTube、Facebook）等の活用、都道府県協会や業界団体等の関係団体の協力を得ながら、新規受験企業や一括申請企業の開拓等、受験者数の拡大につながるような計画的な周知広報活動を行う。

(3) 効率的・効果的な業務運営

2級経営情報システムの試験区分を統合するとともに、引き続き、受験者数等を踏まえた試験体系のあり方（区分・回数）の検討を進める。試験委員数や委員会開催回数を計画的に削減するため、試験問題の質を確保しつつ、効率的効果的な委員会運営を行う。また、急激かつ大幅に増加した特定技能2号試験受験者に係る試験実施上の課題（会場確保、試験機会の確保等）を踏まえて、経済産業省とも連携しつつ、試験実施体制の整備等の検討を進める。

3 コンピュータサービス技能評価試験（CS試験）の普及推進

受験申請者目標数	30千人
----------	------

(1) 「ワープロ・表計算部門」に係る受験申請者数の維持・増加

受験申請者数の減少に歯止めをかけることが重要である。公的職業訓練などパソコンスキルに係る訓練実施施設に対し、「CS試験テキスト&問題集」とセットでのCS試験の活用の拡大を目指す。また、就労移行支援事業所や矯正施設等に対して、CS試験の強みである自施設での試験日の自由な設定、自施設での少人数による受験など、試験実施への対応が柔軟な「認定施設制度」の特徴を活かすことにより、CS試験の更なる活用の促進を図る。

(2) 「情報セキュリティ部門」の普及・拡大

「情報セキュリティ部門」についても、「ワープロ・表計算部門」を実施している認定施設に対して、紙配布方式での実施の普及を図るとともに、「CS試験テキスト&問題集」の活用セミナー等を通じて受験機会の拡大に努める。

第2 職業生活の全期間を通じたキャリア形成の支援

企業における人材育成のあり方の変化、働く者の就労意識や働き方の多様化による労働市場の変化を踏まえ、働く者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようするための基盤整備に取り組む。

1 企業におけるキャリア形成の促進

企業の従業員に対するキャリア形成支援を推進するため、企業の人事・人材育成担当者を対象としたキャリア形成支援セミナーを開催するとともに、中央協会が開発した二つのキャリア形成支援ツール（※1,2）の活用促進を図る。

※1「CADS&CADI（キャッツアンドキャディ）」

職業経験の振り返りや自己理解を深めるための6種類のワークシートで構成されるCADSと、85問の質問に回答し自分のキャリア形成力や個人的傾向を判断する診断ツールであるCADIを合わせた若手・ミドル社員を対象としたキャリアデザイン研修のための教材。

※2「CSC（キャリア・シフトチェンジ）のためのワークショップ」

40代半ばから50代の方が、将来、定年延長や定年後再雇用になっても職場の戦力として生き生き働き続けるために今後の行動変容を促すための研修。

(1) キャリア形成支援セミナー等の開催

従業員のキャリア形成に関する内容のセミナーをオンラインで1回実施するとともに、CSCワークショップを社内では実施できるインストラクターを養成する研修を年4回実施する。

また、CSCワークショップインストラクターの実践力強化等を図ることを目的としたフォローアップ研修を2回実施する。

キャリア形成支援セミナーの実施	1回
キャリア・シフトチェンジのためのワークショップインストラクター養成研修の実施	4回
キャリア・シフトチェンジのためのワークショップインストラクターフォローアップ研修の実施	2回

(2) キャリア形成支援ツールの普及促進

当該ツール・教材の知名度を高めるため、効果的な広報戦略を検討するとともに、企業のほかキャリアコンサルタント等への普及を行う。

また、都道府県協会及び関係機関と連携した取り組みを進める。

(3) 企業研修の受託促進

企業等からの要望に応じて、中央協会が直接研修を受託することにより、キャリア形成支援を推進する。

2 労働者の主体的な職業能力開発に対する環境整備

労働者の主体的な職業能力開発の取組に対する環境の整備の一環として、「教育訓練給付制度講座検索システム」に専門実践教育訓練指定講座、特定一般教育訓練指定講座及び一般教育訓練指定講座に関する情報を提供する。

また、当該講座指定を希望する教育訓練施設の申請に関する調査を行うとともに、当該教育訓練施設からの相談対応を行う。

第3 ものづくり日本を支える技能の継承・発展及び振興

1 各種技能競技大会の効果的な開催等

我が国の優れた技能の維持・継承、若年ものづくり人材の確保・育成等が重要な課題となっている中、技能の重要性等の理解、技能尊重の気運の醸成が促進されること等を目的に各種技能競技大会を適切かつ効果的に開催する。

(1) 技能五輪全国大会の実施（開催地：愛知県）

令和7年10月に、厚生労働省、愛知県との共催で、青年技能者が参加する第63回技能五輪全国大会を、主に愛知県下の会場において開催する。

来場者目標数	22千人以上
--------	--------

(2) 若年者ものづくり競技大会の実施（開催地：香川県）

令和7年8月に、厚生労働省との共催で、職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者が参加する第20回若年者ものづくり競技大会を、主に香川県下の会場において開催する。

来場者目標数	5千人以上
--------	-------

(3) 技能グランプリの実施（開催地：大阪府）

令和8年2月～3月に、厚生労働省と（一社）全国技能士会連合会との共催で、特級、1級及び単一級の熟練技能士が参加する第33回技能グランプリを、主に大阪府下（大阪市内）の会場において開催する。

来場者目標数	13千人以上
--------	--------

2 （財）2028年技能五輪国際大会日本組織委員会（仮称）の設立準備

令和10年度開催の第49回技能五輪国際大会（日本・愛知大会）へ向けて、（財）2028年技能五輪国際大会日本組織委員会（仮称）の設立に関し準備を行っていく。

3 若年技能者人材育成支援等

若年技能者の人材育成、技能振興等を促進するため、以下の若年技能者人材育成支援等事業を効果的に実施する。

(1) ものづくりマイスターの認定・登録等

ア ものづくりマイスター認定申請書の審査、結果通知の発出、ものづくりマイスターに係るデータ管理（データベースに認定者情報の登録、保守管理）を行う。

イ 地域技能振興コーナーは、ものづくりマイスターを中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者や学生に対する実技指導を行うとともに、小中学生等に「ものづくりの魅力」を発信し、若年技能者等の技能向上と、ものづくりに対する関心の醸成を図る。

ウ ものづくり産業以外の各産業においても技能が必要となる職種については広く捉え、ものづくりマイスターとして認定する。具体的には、以下の職種を追加する。

「ブライダルコーディネート」、「レストランサービス」、「ビルクリーニング」、「フラワー装飾」、「西洋料理」及び「日本料理」

エ これまで類型化していた、ものづくりマイスター、ものづくりマイスター（＋DX）及びものづくりマイスター（IT 部門）を、ものづくりマイスターとして1つに統合する。

ものづくりマイスターの年間活動目標数	156.5 千人日以上
--------------------	-------------

(2) ものづくりマイスターの活用に係る業務

ア ものづくりマイスターに係るパンフレットを作成しポータルサイトに掲載することや、ものづくりマイスターの指導好事例集を作成し制度の周知・活用促進を図る講習会を開催すること等により、全国的な広報を行う。

イ ものづくりマイスターによる実技指導を支援するため、コーナーにおけるものづくりマイスターに対する指導技法等講習に必要な資料等の改訂や、指導技法講習を行う講師を養成するための研修を行う。

(3) 地域における技能振興事業

ア 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成

社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するため、卓越した技能者（現代の名工）の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツを作成し、ポータルサイトに公開する。

イ 「技能振興ポータルサイト（技のとびら）」を通じた情報提供

技能検定、技能士制度、技能競技大会及び技能振興等に係る各種情報、コンテンツの充実を図り、広く国民、労働者、事業者、業界団体等に周知を行う。

第4 その他の事業

1 広報出版・情報資料の提供

(1) 職業能力開発の推進のための広報活動

中央協会の情報発信力を高め、事業を広く周知するとともに、各事業に係る有益な情報を提供するため、ホームページの内容の充実を図る。

また、各事業のポスター・パンフレットや新聞・雑誌、メールマガジン、WEB広告等の各種広報・広告媒体を活用し、関係団体との相互協力を図りながら、各事業を有機的に結びつけた部門横断的な広報を戦略的に実施し、効果的な情報提供及びPRを行う。

技能五輪全国大会等の各種技能競技大会については、ホームページの充実等に加え、厚生労働省の広報事業に協力し、TV、ネット配信等のマスメディアへ情報を提供し、各参加企業等を通じて広報の依頼を行う等効果的な広報活動を行う。

(2) 出版物の発刊・販売等

技能検定の受検者等の受検の参考に供するため、問題集を計画的に発刊するとともに、CS試験のテキスト&問題集、キャリア形成支援ツール等中央協会が発刊する出版物の販売を行う。

また、業界団体等からの申請に基づき、中央協会が著作権を有する試験問題等の著作物の利用許諾を行うことを通じて、技能検定等の事業の普及促進を図る。

2 会務等

(1) 各種会議の開催

中央協会の会務執行のために必要な以下の諸会議（アからウ）を開催するほか、都道府県協会との連携を一層強化するためブロック別会議等（エ）を、オンラインを活用しながら開催するとともに、都道府県協会が主催するブロック別会議等に出席し、都道府県協会との情報共有、意見交換を積極的に行う。

ア 総会

イ 理事会

ウ 参与会議

エ 中央・都道府県協会地区別連絡協議会等（いずれも専務理事・事務局長レベル）

(2) 中央協会及び都道府県協会の職員研修の実施

中央協会及び都道府県協会の職員の能力開発の向上を図るため、①中央協会職員研修、②都道府県協会職員研修を実施する。

(3) 会員の維持・拡大

事業運営の基盤を整備するため、引き続き会員の維持・拡大を図る。

(4) デジタル化の推進

政府が進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に的確に対応し、業務の更なる効率化のため、デジタル化推進計画に基づき導入経費の削減に努めつつ、以下の業務のDX化について検討、導入を進めていく。

具体的には、

ア ネットワークインフラの強化を行う。

イ 業務用端末のリプレイス(更新)及びシステムのクラウド化を通じた執務環境の整備、強化を行う。

ウ ペーパーレス化（文書のデジタル化）を推進する。

エ DX化等による利用者ニーズに沿った各種事業の改善に向けた検討を行う。

また、これらに加えて業務効率向上のためのシステム化等についても検討を図る。

(5) 目標管理を通じた効果的・効率的な事業運営

中央協会の事業に関連する環境変化に的確に対応するとともに、各事業の年度目標の達成に向けて目標管理の徹底を図り、計画的、かつ効果的・効率的な事業運営を行う。

(6) 会長表彰等

厚生労働省との共催により職業能力開発関係表彰式を開催し、職業能力開発、技能検定及び技能振興に関する事業について、業績が顕著であり、他の模範と認められる事業所、団体及び功労者に対して表彰を行うとともに、職業能力開発論文コンクールの入賞者に対して表彰を行う。

また、会員等からの推薦により、職業能力開発事業、技能検定事業又は技能振興事業の普及、推進に貢献し、中央協会関係事業の発展に寄与したと認められる事業所、団体又は個人に対し、感謝状を贈呈する。

(7) 職業訓練生等災害傷害保険制度等

職業訓練施設に在籍する訓練生等に対し、訓練中、通校途中等の傷害事故等を補償する保険制度を推進する。